平成２２年（フ）第３１９号
宮崎県日南市北郷町北河内7290番地、前住所宮崎市生目台東４丁目５番地１　市営住宅206棟７号
債務者　富永　福美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５１号
宮崎市大字広原1257番地、前住所宮崎市大字芳士710番地
債務者　佐藤　節子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５８号
宮崎市本郷南方3547番地２　レオパレスソレーユ204号、住民票上の住所長崎県諫早市西郷町928番地１
債務者　山口　　梢（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７２号
宮崎県宮崎市丸島町２―11　菊永コーポ102号、住民票上の住所宮崎県都城市高城町穂満坊300番地７
債務者　又木　洋人
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第４５５号
鹿児島県鹿児島市西別府町2794番地57　フレグランスＥ101号
債務者　小吉うらら
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
鹿児島県曽於市財部町北俣1852番地
債務者　束前　宗行
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
鹿児島県伊佐市菱刈前目3054番地
債務者　西　　千春
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
鹿児島県霧島市横川町下ノ1083番地
債務者　川野　勝三
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
鹿児島県姶良郡湧水町木場255番地１　宮前住宅２―212号、住民票上の住所鹿児島県姶良郡湧水町木場255番地１
債務者　竹之内啓一朗
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
沖縄県那覇市首里末吉町３丁目50番地１　末吉共同住宅３―711
債務者　比嘉寿麻子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４０号
北海道磯谷郡蘭越町名駒町171番地８
債務者　熊谷　　渉
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第１２４号
宮城県白石市緑が丘２番１―203号
債務者　八島　　登
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１６９号
宮城県大崎市古川稲葉字浦田46番地２　ミノリコートＣ棟
債務者　熊谷　孝治
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
宮城県遠田郡美里町青生字新鳴瀬118番地
債務者　太田　正美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
宮城県加美郡加美町字一本杉527番地　一本杉住宅１―４
債務者　佐々木美奈子（旧姓千坂）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
新潟県佐渡市両津湊230番地
債務者　中村　國雄
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第２６号
新潟県佐渡市両津湊230番地
債務者　中村　都子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　新潟地方裁判所佐渡支部